

取 扱 基 準

名 称	ユニット化改修等支援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	社会福祉法人等が行うユニット化改修、プライバシー保護改修、看取り環境、共生型サービス事業所等を整備する際に要する費用の一部を助成する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業者への意向調査及び個別協議により決定した施設の支援 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	施設整備費 ・工事費又は工事請負費 ・工事事務費(工事費等の2.6%に相当する額を限度とする)
補助額 及びその算定方法 又は補助率	○プライバシー保護改修 補助基礎単価 800千円 ※1床あたり 県が定める1床あたりの配分基礎単価に整備床数を乗じ、算出する (実行補助率は実際の申請により決定するため未定)。 ○看取り環境整備 3,820千円 ※1施設あたり限度額 ○共生型サービス事業所整備 1,130千円 ※1事業所あたり限度額 県が示す1施設あたりの配分基礎単価(実行補助率は実際の申請により決定するため未定) 「新潟県介護基盤整備事業費補助金交付要綱」による <補助額が5万円未満,又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 6年 9月30日
終 期	令和 7年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業に新潟市補助金が交付されている旨を表示する。
	[媒体] 施設パンフレット, ホームページ, 竣工広告等
担当部署	福祉部 高齢者支援課 企画係 電 話 025-226-1295 e-mail koreisha@city.niigata.lg.jp